

社会福祉法人川根本町社会福祉協議会
福祉車両貸出要綱

社会福祉法人川根本町社会福祉協議会福祉車両貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存の交通機関を使用することが困難で、歩行が困難な車椅子生活者、高齢者、障害者等（以下「要介護者」という。）の社会参加の促進及び生活の利便性に資するため、社会福祉法人川根本町社会福祉協議会が所有する福祉車両（以下「車両」という。）を貸出するにあたり、必要な事項を定め社会福祉の増進を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 車両の利用対象者は、川根本町に住所を有する者及び団体で、一人で外出することが困難な要介護者とする。

2 川根本町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた者とする。

(利用目的)

第3条 車両の利用目的は、次のとおりとする。

- (1) 施設・病院等への送迎
- (2) 福祉団体、障害者団体等が主催する行事に参加するとき
- (3) その他、特に会長が必要と認めたもの

(運転者)

第4条 車両を運転できる者は、普通自動車免許取得者で要介護者の家族等又は要介護者の依頼を受けた者（運転ボランティアを含む。）とする。

(使用車両)

第5条 使用車両は次のとおりとする。

- (1) スズキエブリイ・車いすスロープ車（静岡 880 あ 1189）
- (2) その他、特に会長が必要と認めたもの

(車両の管理者)

第6条 この車両の管理・運行については、社会福祉法人川根本町社会福祉協議会（以下「管理者」という。）が行う。

(利用時間)

第7条 車両の利用できる時間は、午前8時15分から午後5時までとする。ただし、特に会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(車両の借用)

第8条 車両を利用しようとする者は、原則として川根本町福祉センター事務所または中川根高齢者デイサービス事務所（以下、「当社協事務所」という。）に車両の借用に来ることとする。ただし、車両を利用しようとする者の自宅から最も近い当社協事務所まで

- の距離が5 kmを超える場合で、かつ車両を利用しようとする者より車両移動の依頼があった場合、会長が必要と認めた場合に限り、利用者の自宅まで車両の移動を行う。
- 2 その他、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(休業日)

第9条 運行休業日は次のとおりとする。ただし、特に会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 年末年始（管理者休業期間）
(2) その他、特別な事由が生じたとき。

(利用の許可)

第10条 車両を利用しようとする者は、原則として利用予定日の前3日までに、福祉車両利用申請書を提出して会長の許可を受けなければならない。

(利用料)

第11条 利用料は無料とする。ただし、燃料、有料道路、駐車場等の料金は利用者負担とする。

(利用の変更及び取り消し)

第12条 利用者が自己の都合で申し込み条件を変更する場合は、すみやかにその趣旨を管理者に申し出なければならない。

- 2 会長は、次の各号の一に該当するときは、その使用の許可を取り消すことができる。
- (1) 使用許可の申請書に偽りがあったとき
(2) 使用の許可の条件に違反し、若しくは係員の指示に従わないとき
(3) あらかじめ許可を受けた使用目的以外に使用しようとするとき
(4) 社会福祉協議会において急に使用の必要が生じたとき

(事故報告等)

第13条 利用者又は運転者は事故が発生した場合、法令に基づく応急の処置をした後、速やかに管理者にその状況を報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 措置後運転者は、規定の事故報告書を作成し、管理者に提出しなければならない。
3 事故に伴う事故処理等は、管理者及び利用者が協議して行う。
4 事故による損害額については、保険適用外のものを利用者負担とする。

(利用後の義務)

第14条 利用者は、福祉車両利用後直ちに点検、清掃を行い、異常の有無を確認後、所定の位置へ格納するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。